

箱根町下水道運営協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第17号)第2条の規定に基づき設置された箱根町下水道運営協議会(以下「協議会」という。)の所掌事務、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて下水道計画及びその実施に関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 町内の公共的団体の役員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境整備部上下水道温泉課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。